

(質問1) エンディングノート、遺言書、生前整理についてはどのような進め方が一番よいでしょうか？

(回答) エンディングノートの記入、遺言書の作成、生前整理はそれぞれに果たす役割が異なります。ご自身の状況や気持ちを考えて、1番望ましい方法を見つけ出していただくのがよいかと思います。

ただ、遺言書は法的なものですが、エンディングノートは自分のことをふりかえったり、家族に残したり、またいつでも書き直しができるものです。いつでも書き直せますので、気楽に、思い立った時に書いてみるのもよいかと思います。

(質問2) エンディングサポート事業等の利用者の意見(よい点・悪い点)、を今回の資料に掲載されている以外で教えてください。

(回答) 今回記載のお声をたくさんいただいています。

また、ご利用の方から本事業に対する悪い点の声については特にいただいけません。相談の段階で「死ぬにはお金がかかるんだね」「死ぬのは大変だね」といった声をお聞きします。

(質問3) 市民税課税世帯に対する対応について、今後の計画も含め教えてください

(回答) 私どもが実施しています「なごやかエンディングサポート事業」の利用対象では、市民税の課税・非課税世帯の条件がございませんので、他の条件を満たせばご利用いただけます。

名古屋市からの委託により実施しています「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」では、利用対象の条件の一つに市民税非課税世帯の方があります。

今後の計画については、ともにまだ新しい事業ですので、今後の利用状況の推移をみてまいります。

(質問4) 年齢が65歳より下である場合、どのような手段、方法があるか

(回答) 65歳以下の方については利用対象者と想定はしておりませんが、介護保険事業においても40歳以上の第2号被保険者の方で特定疾患等の方は、介護保険事業のサービスを利用することが可能ですので、私どもが実施する「なごやかエンディングサポート事業」におきましては、40歳以上で医師から余命宣告等ある方については、葬儀・納骨、死後の債務の支払い等にご不安があると思われるので、一度ご相談いただければと思います。